



# 10月「里親月間」

厚生労働省では、毎年10月を「里親月間」と定め、里親制度やファミリーホームを推進するための広報啓発を行っています。里親制度とは、さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。【厚生労働省ホームページより】

## 里親の種類

### 養育里親

様々な事情で本来の家庭で生活できない子どもを一定期間養育する里親。ショートステイや週末里親等、数日間の養育を担う役割もある。

### 専門里親

虐待を受けた子どもや非行等の問題を有する子ども等、専門的ケアを必要とする子どもを養育する里親。

### 養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望し、縁組されるまでの期間子どもを養育する里親。

### 親族里親

実際に養育できない状態となり、扶養親族等が養育することがふさわしいと判断され、子どもを養育する里親。

## 里親になる要件

児童の養育についての理解、熱意、そして児童に対する豊かな愛情を有していること

経済的に困窮していないこと

必要な研修を受講していること

欠格事由に該当しないこと

## 里親になるまでの流れ

① 問い合わせ・相談

② 研修の受講

③ 申請

④ 調査及び認定・登録

⑤ 委託

## お問い合わせ

栃木フォスタリングセンター  
栃木県県南児童相談所

☎ 028-612-6970

☎ 0282-24-6121



里親への支援をしています。  
←参考HP

【引用・参考文献】

厚生労働省「里親制度等について」

栃木フォスタリングセンター「里親養育について」

令和4年10月 小山市子育て家庭支援課 作成

